

国家的に重要な研究開発の評価の改定(案)の概要

より実効性の高いCSTI評価にするため、「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について（本会議決定）」を以下のとおり改定。

●科学技術政策上の観点から評価対象とする案件を判断する

2. 評価対象 (1) 大規模研究開発 ①新規の研究開発(事前評価)

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発

新たに実施が予定される国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性等に鑑み、評価専門調査会において評価すべきと認めたもの

2. 評価対象 (2) 指定する研究開発

総合科学技術・イノベーション会議が必要性を認め指定する研究開発

評価専門調査会が必要性を認め指定する研究開発

●評価結果に対するフォローアップ機能の強化を行う

2. 評価対象 (1) 大規模研究開発 ②継続中の研究開発(中間評価)

事前評価を実施した研究開発のうち、関係府省等による中間評価の実施状況等を踏まえ評価専門調査会が中間評価の必要を認めたもの

事前評価を実施した研究開発
中間評価を原則実施

4. その他(事前評価の指摘事項の確認)

新規の研究開発については、事前評価における指摘事項への各府省及び研究実施機関の対応状況等について、研究開発が開始された後に評価専門調査会がフォローアップを行う。

(廃止)

中間評価に統合することで廃止